

ご利用
ください!

事業者向け 融資あっせん制度

三鷹市では、中小企業者のみなさんを支援する各種の融資あっせんを行っています。事業の運転資金、自動車や設備の購入資金、事業所の改装資金など様々な場面で活用できます。利子補給・信用保証料の補助が受けられるため、有利な条件でご利用いただけます。



○ご利用いただける方（創業資金をのぞく）

あっせん対象者の基本要件

- 法人** 市内に引き続き1年以上本店所在地を有する中小企業者で、次の1~5全てに該当する方。
- 個人** 市内に引き続き1年以上住所を有する個人で、次の1~5全てに該当する方。
- NPO法人** 市内に引き続き1年以上主たる事務所を有する中小企業者で、次の1~5全てに該当する方。

1. 市内または近隣地域（武蔵野・調布・小金井・府中・世田谷・杉並）に事業所があり、同一事業を引き続き1年以上営んでいる
2. 市民税・法人市民税を滞納していない
3. 連帯保証人が1人以上いる（個人の場合は原則不要、法人の場合は代表者個人）
4. 東京信用保証協会の保証対象業種である
※対象外業種：農林水産業（一部を除く）、バー・キャバレー・ナイトクラブ・高級料亭、金融・保険業（保険代理業を除く）、特殊浴場業など
5. 事業に必要な許認可等を受けている

○創業資金をご利用の方は、6ページをご覧ください。

申請受付・問合せ先

三鷹市 生活環境部 生活経済課 商工労政係

三鷹市野崎1-1-1 三鷹市役所第二庁舎2階

電話 0422-45-1151 内線 2542・2543・2544
F A X 0422-46-4749

各種案内・申請書は三鷹市ホームページ(URL：<http://www.city.mitaka.tokyo.jp/>)
トップページ→事業者向け情報→中小企業向け各種融資・支援制度のページをご覧ください。

○融資の種類と条件

運転資金や設備資金が不足する方へ

小口事業資金

◆対象
表紙の基本要件と同じ

特定小口事業資金

◆対象
小口事業資金の対象で、次のいずれにも該当する中小企業者

- この融資を含めて、信用保証協会の保証付き融資の合計残高が2,000万円以下
- 常時使用する従業員が20人(卸売業・小売業・サービス業は5人)以下

◆用途・限度額
運転資金=700万円
設備資金=1,000万円
※限度額は「小口」と「特定小口」の合計で判断

◆利率(年利)
0.85%(市が、1.125%を利子補給)

◆貸付期間
5年以内(据え置き6か月以内を含む)

◆信用保証料の半額相当を補助

最近、売り上げが落ち込んでしまった方へ

不況対策緊急資金

◆対象
小口事業資金の対象で、最近3か月または、最近1年間の売上高(生産額)が、1~3年前のいずれかの年の同期と比べて10%以上減少している中小企業者

特定不況対策緊急資金

◆対象
不況対策緊急資金の対象で、次のいずれにも該当する中小企業者

- この融資を含めて、信用保証協会の保証付き融資の合計残高が2,000万円以下
- 常時使用する従業員が20人(卸売業・小売業・サービス業は5人)以下

◆用途・限度額
運転資金=800万円
※限度額は「不況」と「特定不況」の合計で判断

◆利率(年利)
0.35%(市が、1.625%を利子補給)

◆貸付期間
6年以内(据え置き12か月以内を含む)

◆信用保証料の全額相当を補助

起業者を応援!

創業資金

◆対象
市内に住所(法人は本店所在地)があり、市内で創業する、または創業して1年未満の方。そのほかに要件があります。
※詳細は6ページをご覧ください。

◆用途・限度額
運転資金=1,000万円
設備資金=1,000万円
併用は合計1,000万円

◆利率(年利)
0.85%(市が、1.125%を利子補給)

◆貸付期間
7年以内(据え置き12か月以内を含む)

◆信用保証料の半額相当を補助

工場の移転を検討している方等へ

工場移転資金

◆対象
小口事業資金の対象で、主に製造業を営み、次のいずれにも該当する中小企業者

- 市内の工業系地域等に移転する
- 移転地について、工場設置の認可が受けられる
- 工場の移転及び移転跡地の利用については、都市計画法(昭和43年法律100号)その他の関係法規の規制及び行政庁の行政指導に従う

大型店進出対策事業資金

◆対象
小口事業資金の対象で、小売業を営み、次のいずれにも該当する中小企業者

- 大型店の出店地から1km以内の同業種の小売業を営んでいる
- 出店する大型店が三鷹市まちづくり条例第27条第2項に規定する届出の日から開店後2年以内である

◆用途・限度額
運転資金=1,000万円
設備資金=1,000万円
併用は合計1,000万円

◆利率(年利)
0.35%(市が、1.625%を利子補給)

◆貸付期間
7年以内(据え置き12か月以内を含む)

◆信用保証料の全額相当を補助

信用保証料とは...

中小企業が金融機関から事業資金の融資を受けるとき、その債務を保証することで借り入れを容易にすることを目的とした公的機関が信用保証協会です。その保証を受ける際、申請者の方は信用保証協会に対して「信用保証料」を支払う必要があります。この「信用保証料」は、融資金額や返済期間、経営状況などにより保証協会が決定するものです。

「特定小口事業資金」「特定不況対策緊急資金」の『特定』とは...

「**小口零細企業保証制度**」の対象となり、信用保証協会の100%保証が受けられます。

100%保証のメリット

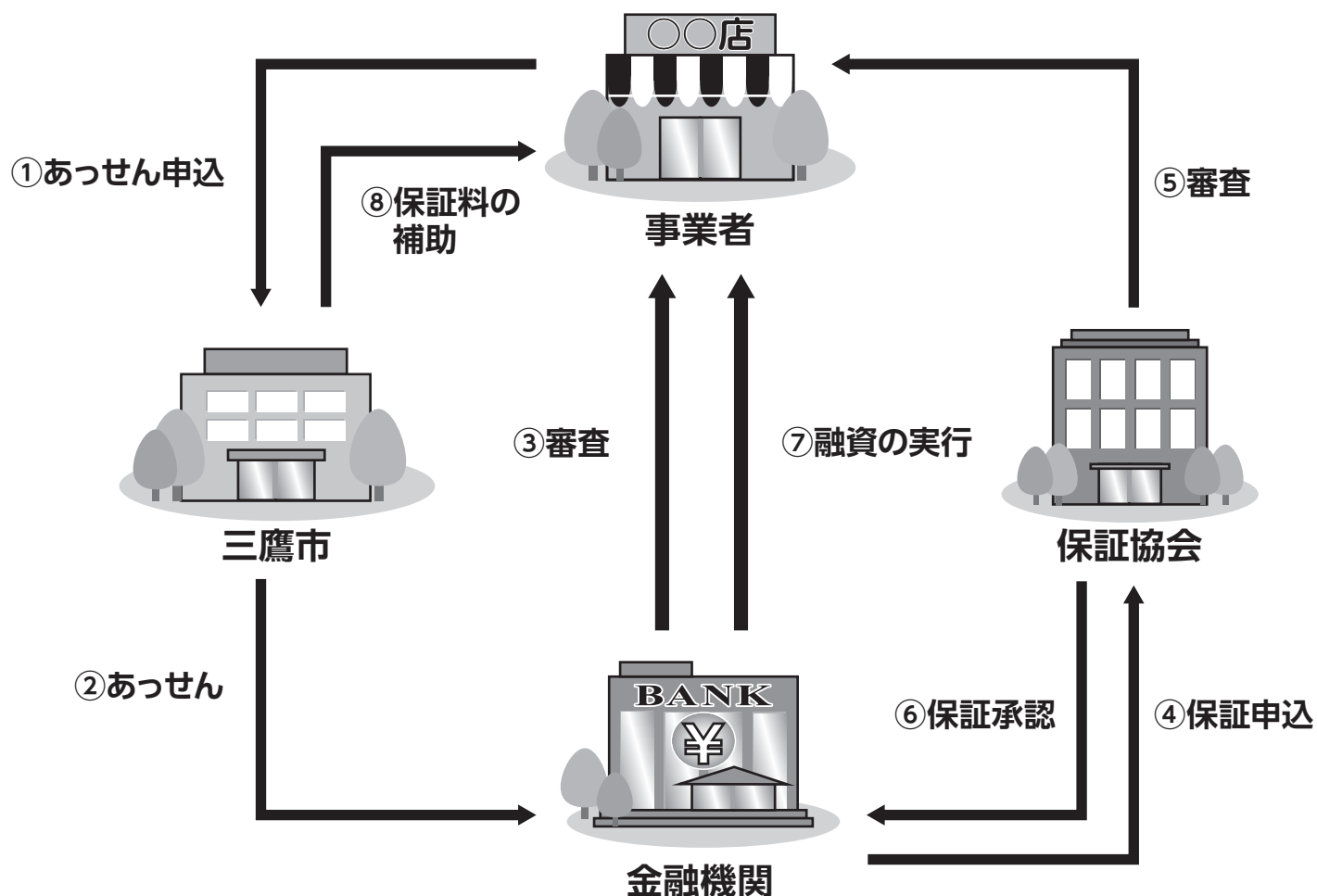
信用保証は原則、信用保証協会が80%、金融機関が20%の信用リスクを共有する仕組みになっています。100%保証は、信用リスクをすべて信用保証協会が負担し、金融機関にはリスク負担がなくなります。そのため、条件にあてはまる事業者には、金融機関からの融資が受けやすくなります。

- ◆利率は、平成31(2019)年9月30日までに市が申請書を受付する場合の利率です。
- ◆NPO法人の方は、『小口事業資金』『不況対策緊急資金』がお申込みいただけます。
- ◆このほかに、
 - 『女性・若者・シニア起業家資金利子補給』(詳細は7ページ)
 - 『NPO法人事業支援ローン利子補給』(詳細は7ページ)
 - 『三鷹市中小企業公害防止設備資金借入れ利子補給』(詳細は環境政策課<内線2523~2525>におたずねください)があります。

○申し込みに必要な書類（創業資金は6ページへ）

必要書類(各1通)	ご注意
<p>◆共通書類</p> <p><input type="checkbox"/>市所定のあっせん申請書</p> <p><input type="checkbox"/>見積書の写し(設備資金のみ) *有効期限内で、宛名・発行企業の印(角印)があるもの</p> <p><input type="checkbox"/>許認可書等の写し (許認可が必要な事業のみ)</p> <p>【個人の場合】</p> <p><input type="checkbox"/>市民税の「納税証明書」 30年度 (発行後3ヶ月以内のもの) *課税がない場合は、 「平成30年度 市民税・都民税 非課税証明書」</p> <p><input type="checkbox"/>確定申告書及び決算書等の写し 平成30年分 (税務署に提出した全て)</p> <p>【法人の場合】</p> <p><input type="checkbox"/>直近事業年度の法人市民税の「納税証明書」 (発行後3ヶ月以内のもの)</p> <p><input type="checkbox"/>直近事業年度の確定申告書及び決算報告書等の写し (税務署に提出した全て)</p> <p><input type="checkbox"/>履歴事項全部証明書 (発行後3ヶ月以内のもの)</p> <p>【NPO 法人の場合】</p> <p>※上記の【法人の場合】の書類に加え</p> <p><input type="checkbox"/>特定非営利活動促進法第28条に規定する次の書類(東京都へ提出したことが確認できるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業報告書 ● 計算書類(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録 ● 年間役員名簿 ● 社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面 <p>◆不況対策緊急資金・特定不況対策緊急資金</p> <p><input type="checkbox"/>市所定の売上高(生産額)比較表</p> <p><input type="checkbox"/>売上高(生産額)比較表に記載した金額が確認できる書類</p> <p>◆工場移転資金</p> <p><input type="checkbox"/>移転計画書(市所定のもの)</p> <p><input type="checkbox"/>工場設置認可書の写し(認可手続中の場合は受理書の写し)</p>	<p>◆ご申請の際は 書類確認の際、訂正印として用いる場合があります。できるだけ実印(法人は代表者印)をお持ちください。</p> <p>◆委任状について 代理人が申請書を提出する場合は委任状が必要となります。</p> <p>◆金融機関での必要書類について 左記のほか、金融機関の審査手続きの際に必要な書類を求められることがあります。</p> <p>◆連帯保証人・担保について 金融機関及び保証協会の審査において、第三者保証人や担保が必要となる場合があります。</p> <p>◆返済方法について 元金均等の割賦償還となります。 元金の一括繰上返済ができます。</p> <p>◆利子補給の停止について 次に該当する場合は、市からの利子補給が停止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一部繰上返済をしたとき ● 条件変更をしたとき ● 代位弁済がなされたとき ● 市外へ転出したとき ● 事業を廃業したとき <p>◆その他 限度額以内であれば、同一資金の追加の融資あっせんも可能です。</p>

○あっせん申込から融資まで



○ご確認ください

●審査期間について

あっせん申込から融資の実行までは、概ね1～2か月間となりますが、審査の状況により2～3か月間を要することもあります。あらかじめご了承ください。

●融資の可否について

審査は、あっせんの可否を市が、金融上の審査を金融機関と保証協会がそれぞれの基準に基づき行います。審査の結果、減額や否決になることがあります。

●利子補給の停止について

1. 個人事業の方が市外へ転出したとき、法人の方が本店所在地を市外へ移転したとき、そのほかこの制度の利用要件を満たさなくなった場合は利子補給の対象でなくなります。利用状況に変更があった場合は、速やかに金融機関・生活経済課へご連絡ください。
2. 一部繰上返済、条件変更などが行われた場合、事業を廃業された場合も利子補給が停止となりますので、ご了承ください。

●信用保証料補助金の返還について

一括繰上返済を行い、東京信用保証協会から信用保証料の返還を受けた場合、返還額のうち市の補助割合に応じて算出した額を返還していただきます。

**起業者を
応援します!**

創業資金融資あっせん制度

◆対象

市内に住所(法人は本店所在地)があり、市内でこれから創業する、または創業して1年未満の事業者で次の①～④の要件を満たし、⑤～⑨のいずれかに該当する方。

- ① 市区町村民税を滞納していない
- ② 創業時まで、必要な許認可を受けられる
- ③ 確実な連帯保証人がいる(個人は原則不要、法人は代表者個人)
- ④ 現在事業主でない
- ⑤ 同一業種に5年以上の勤務経験があり、退職後1年以内に、同一業種の事業を創業する
- ⑥ ⑤に該当する方と共同または雇用して事業を創業する
- ⑦ 法律に基づく資格を活用し、創業する
- ⑧ ⑦に該当する方と共同または雇用して事業を創業する
- ⑨ 創業資金融資あっせん審査会において創業計画が適正と認められる

◆用途・限度額

運転資金・設備資金 各1,000万円(併用は合計1,000万円)

◆利率(年利) 0.85%(市が1.125%を利子補給)

◆貸付期間 7年(据え置き12か月以内を含む)

◆信用保証料の半額相当を補助

◆必要書類(各1通)

- あっせん申請書(市所定のもの)
- 融資資格要件書(市所定のもの)
- 平成30年度市町村民税納税証明書(代表者個人) ※課税がない場合は平成30年度(平成29年中の所得の記載がある)非課税証明書
- 創業計画書(市所定のもの)
- 見積書の写し(設備資金のみ) ※有効期限内で、宛名、発行企業の印があるもの
- 履歴事項全部証明書(法人の場合)
- 許・認可書等の写し(許認可が必要な事業のみ)

※その他、上記の要件No.⑤～⑧に該当する方は下記の書類が必要になります。

- 雇用証明書(市所定のもの) ※上記の要件No.⑤と⑥に該当する方が必要
- 雇用契約書(市所定のもの) ※上記の要件No.⑥と⑧に該当する方が必要
- 法律に基づく資格を有することを証する書類の写し ※上記の要件No.⑦と⑧に該当する方が必要

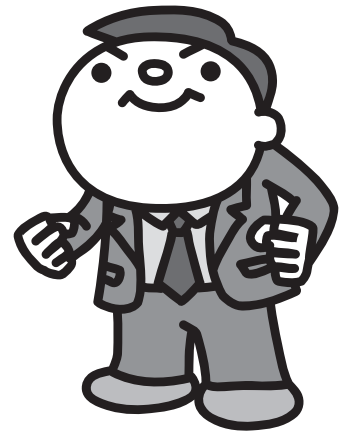
◆ご申請の際は

書類確認の際、訂正印として用いる場合があります。できるだけ実印(法人は代表者印)をお持ちください。

◆ご注意ください!

融資を利用中に、個人事業の方が市外へ転出する、法人の方が本店所在地を市外へ移転するなど、この制度の利用要件を満たさなくなった場合は、利子補給が停止します。

また、信用保証料補助金も全額を返還していただきます。



○融資あっせん以外の制度

日本政策金融公庫の『女性、若者／シニア起業家支援資金』を利用する方へ

女性・若者・シニア起業家資金 利子補給

◆対象者

住所(法人の場合は本店所在地)が三鷹市内にある方で、以下の要件を満たす方

- (1) 三鷹市内で指定融資(*)を受けている
- (2) 三鷹市内で新たに事業を始めようとしている、又は指定融資を受けた時点で事業開始後1年未満である
- (3) 個人の場合は、市区町村民税を滞納していない
- (4) 法人の場合は、法人市区町村民税(法人市区町村民税が課税される前の場合は、その代表者の市区町村民税)を滞納していない

*指定融資とは、日本政策金融公庫の「女性、若者／シニア起業家資金」による融資をいいます。

◆交付額(平成31(2019)年度の場合)

平成31(2019)年1月から12月までの支払利子(注)の1/2相当額

(注)ただし、貸付利率が2.5%を超える場合は2.5%とみなして算出し、融資金額が700万円を超える場合は700万円とみなして算出した金額

◆利子補給を行う期間

指定融資を受けた日から起算して2年以内

◆受付期間・必要書類等詳細は

三鷹市ホームページ(URL:http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_service/004/004192.html)

トップページ→事業者向け情報→中小企業向け各種融資・支援制度のページをご覧ください。

金融機関で事業資金の融資を利用するNPO法人の方へ

NPO 法人事業支援ローン 利子補給

◆対象となるNPO法人

特定非営利活動促進法により特定非営利活動法人として認証を受け、以下の要件を満たす方。

- (1) 市内に主たる事務所がある
- (2) 市内または近隣地域(武蔵野市、府中市、調布市、小金井市、杉並区、世田谷区)に事業所がある
- (3) 金融機関でNPO法人向けの融資(保証協会の保証のないもの)を申し込み、実行されている

◆交付額(平成31(2019)年度の場合)

平成31(2019)年1月から12月までの支払利子(注)に、0.6%を乗じ、貸付利率で除して算出した額

(注)NPO法人事業支援ローン融資金額のうち500万円以内にかかる支払利子

◆利子補給を行う期間

償還開始日から5年以内

◆受付期間・必要書類等詳細は

三鷹市ホームページ(URL:http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_service/027/027252.html)

トップページ→事業者向け情報→中小企業向け各種融資・支援制度のページをご覧ください。

○融資あっせん取扱金融機関一覧

金融機関名	所在地	電話番号
みずほ銀行三鷹支店	三鷹市下連雀3-35-1	0422-43-2171
三菱UFJ銀行三鷹支店	三鷹市下連雀3-26-12	0422-47-3101
三菱UFJ銀行三鷹中央支店	三鷹市下連雀3-26-12	0422-42-3811
きらぼし銀行三鷹支店	三鷹市下連雀4-15-44	0422-44-8251
きらぼし銀行武蔵境南支店	調布市菊野台1-28-13	042-426-7128
八十二銀行三鷹支店	三鷹市下連雀3-35-1 ネオ・シティ三鷹13階	0422-41-1682
西武信用金庫三鷹支店	三鷹市下連雀4-17-9	0422-47-3281
昭和信用金庫三鷹支店	三鷹市上連雀8-4-8	0422-47-3131
多摩信用金庫三鷹駅前支店	三鷹市下連雀3-26-9	0422-47-7385
多摩信用金庫三鷹下連雀支店	三鷹市下連雀1-9-15	0422-44-2121
多摩信用金庫武蔵境南口支店	武蔵野市境南町2-9-3	0422-32-2221
大東京信用組合三鷹支店	三鷹市下連雀3-35-1	0422-48-2311
大東京信用組合吉祥寺支店	武蔵野市吉祥寺本町4-10-10	0422-22-9221
芝信用金庫仙川支店	調布市仙川町2-21-10	03-3308-8171